

協議事項 1

夜間中学について

令和2年7月15日

小中学校課

1 夜間中学の県立による設置等にかかる検討について（資料1）

2 （案）県立夜間中学設置にかかる検討スケジュール等について（資料2）

3 その他

<その他資料>

夜間中学設置についての要望書（資料3）

- ・県は、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)」に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、夜間中学設置を推進する必要がある。
- ・夜間中学を設置する場合、まずは公立での設置を検討すべきであり、基本的に義務教育を所管する市町村での設置を検討すべきところ。
- ・しかし、ニーズは全県に散在し、市町村単独での設置運営は困難。全市町村から県立の夜間中学を求める声が挙がっていることも踏まえ、県立の夜間中学設置に向け、関係者を交えた検討組織を立ち上げ、検討を進めることとしたい。

### 1 国における夜間中学設置等に向けた取組の推進

- 地方公共団体に、学齢期を経過し学校における就学の機会が提供されなかった者に対し、夜間中学等における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられた。(教育機会確保法第 14 条)
- 文科省基本計画において、全都道府県に少なくとも一つは都道府県立によるものも含め、夜間中学が設置されるよう取り組むことが定められた。(第 3 期教育振興基本計画)

### 2 これまでの検討状況

- 国の状況等を踏まえ、平成 30 年度から 2 年間に渡り、県教育審議会に夜間中学校等調査研究部会を設け、調査研究を進めた結果、法律の要請や県内ニーズに応えるべく、公立夜間中学、私立夜間中学の設置検討を含め、学びを必要とする全ての方への学びを保障するために取り組む必要があることで報告がまとまった。

#### (1) ニーズ調査(H30)

- ・夜間中学に「通ってみたい」「通わせてみたい」と回答した者 24 名
  - <内訳>不登校の学齢期の生徒 21 名、不登校により十分の教育を受けられないまま卒業した者 3 名(東部 5 名、中部 10 名、西部 9 名)
  - <意見>・基礎学力が十分でないまま社会に送り出され、困っている人が多い。
  - ・様々な理由で昼間に学校に行けない人がおり、夜なら学校に行ける人の対応を考えてほしい。

#### (2) 県教育審議会『夜間中学等調査研究部会』からの報告

- ・ニーズ調査を踏まえると、学齢期の生徒を入学対象としないことは考えにくく、学齢期の生徒を対象とした場合、昼間の開設が望ましいが、加えて、就労者を対象とした夜間の開設が必要であり、不登校特例校など柔軟な教育課程の編成が必要となる。
- ・本県の交通事情を勘案すると、入学希望者全てが 1 か所の学校へ継続的通うことは困難であることから、場所は利便性の良い市部とし、本校の他に分校を設置することも考えられる。

#### (3) 3 月定例委員会での協議 (R2. 3. 20)

- ・公立夜間中学の設置について検討を進めることとし、市町村の意向を伺った上で、具体的検討を進めていく。

- 報告を受け、義務教育を所管する市町村による設置を模索すべく意見交換を行ったところ、各市町村では夜間中学による就学期間提供の重要性・必要性は認識した上で、全県に散在するニーズを踏まえると市町村単独での運営は困難であり、県内どの市町村に在籍しても夜間中学に通うことが出来るよう、県立での夜間中学を求める意見が大半を占め、7 月 13 日付で県立での夜間中学の設置を求める要望書が提出された。

⇒こうした動きを受けて、県教育委員会として公立での夜間中学設置検討の次のステップとして、県立による公立夜間中学の設置に向けた検討を進めることとし、関係者を交えた検討組織を立ち上げ、検討を進めることとしたい。

### 3 その他

#### (1) 令和 2 年 2 月県議会 公明党澤議員 夜間中学に関する一般質問に対する知事答弁 (一部抜粋)

- 市町村教育委員会としっかりと話し合っ、学びの機会を必要としている人たちについてどうするのかということをとことん議論して、結論を出すべき。
- (全国で)最後を目指さなくてもいいんじゃないか。
- 忍耐強く見守りたいと思うが、そろそろ、県民の付託にこたえるべきときではないか。

#### (2) 最近の夜間中学の状況

- ・これまで夜間中学は、全国各地の市部等で設置されていたが、平成 28 年 12 月成立の教育機会確保法を受け、令和 3 年に徳島県や高知県で県立の夜間中学が開設され、その他、長崎県においても検討が始まるなど、県立による夜間中学設置の動きがある。

令和 2 年 7 月 15 日 小中学校課

## 1 検討組織の設置について

県立夜間中学の設置に向けた検討課題や開校のために必要な事項に関して、専門的な知識、見識を有する者で構成される「鳥取県夜間中学校設置検討委員会（仮称）」を設置し、県立夜間中学設置に向けた具体的検討を行う。

### (委員構成)

下記区分に基づき 5 名程度で構成

区分	備考
学識経験者（大学教授等）	
不登校支援関係者	夜間中学対象者にかかる関係者
外国人支援関係者	
市町村教育委員会代表（県都市教育長会等）	夜間中学設置にかかる関係者
学校現場代表（県中学校長会等）	

### (検討内容)

学校形態（夜間部・昼間部、対象者、設置場所）、教育内容、スケジュール（開設時期）等

## 2 検討スケジュールについて

日程	内容
7 月	○県議会常任委員会報告
8 月	○第 1 回鳥取県夜間中学校設置検討委員会 ・設置主体、学校形態等にかかる具体的検討 等 ○新たなニーズ調査
10 月	○第 2 回鳥取県夜間中学校設置検討委員会 ・開設に向けたスケジュールにかかる具体的検討 等 ・令和 3 年度予算、組織体制等にかかる検討
10 月～	○予算要求 ○夜間中学にかかるシンポジウム（広報活動）
令和 3 年 2 月	○第 3 回鳥取県夜間中学校設置検討委員会 ・教育内容、対象者への周知方法 等

## 夜間中学設置についての要望書

## 要望理由

平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、平成29年3月には文部科学省から、「少なくとも各都道府県に1校は夜間中学が設置されるよう、その設置を促進する」との基本方針が策定され、鳥取県にもその開設が求められている。

それを受けて鳥取県教育委員会においては、平成30年度から2年間、鳥取県教育審議会「夜間中学等調査研究部会」が設置され、都市教育長会、町村教育長会それぞれの代表も参加して夜間中学についての調査研究が行われ、令和2年2月に調査研究部会としてのまとめを策定された。

同部会が行った実態把握のためのニーズ調査の結果を見ると、様々な事由で不登校となって義務教育を十分に受けられていない学齢期の中学生や、不登校等により義務教育を十分に受けられずに卒業した方々から「夜間中学があれば通ってみたい」との回答が寄せられている。本来ならば、義務教育段階で一定の知識を身につけ卒業できたはずが、様々な環境要因によりそれが叶わなかった方の切に学びの機会を得たいという熱い思いからであり、都市教育長会、町村教育長会としても、そうした方々誰一人として取り残すことがない教育の実現を目指すべきであると考えます。そのためにも、学びの場の選択肢を広げるとともに、今後の社会情勢の変化により増加が想定される外国籍の方々等、学びたいという意欲を持つ方々への教育の機会を確保することにつながる夜間中学の設置は必要であると考えています。

しかし、現状として県内のニーズは全県下にわたって様々な市町村に散在していることから、どこかの市町村が単独で夜間中学を設置することは、夜間中学での学びを希望する方々の通学に支障をきたすことが予想される。そこで、全県下に散在するこうした方々のニーズにこたえるために、また、県内どの市町村に在籍していても受け入れることができるよう、県立での夜間中学の開設を要望する。

令和2年7月13日

鳥取県教育委員会教育長  
山本仁志様鳥取県都市教育長会  
会長 松本敏浩鳥取県町村教育長会  
会長 寺西健一